

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「CSR理念」と 「行動規範」を制定し、取締役・使用人に周知徹底する。
 - (2) 取締役1名を内部統制担当取締役(主担当および副担当)として選任する。取締役1名を「コンプライアンス・オフィサー」として選任する。取締役・監査役・使用人で構成する「倫理委員会」を設け、倫理・法令遵守上の重要問題を審議する。使用人から「倫理担当」を選任し活動を推進する。
 - (3) 社内担当者を相談窓口、社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制を運営する。
 - (4) コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的に取り締役に報告する。
 - (5) 執行部門から独立した「内部監査部」を設け、その監査結果を取り締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
取締役および監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として選任する。取締役・監査役・使用人で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、全社横断的なリスク管理体制の重要問題を審議する。個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行う。
 - (2) リスクのうち①コンプライアンス、②環境、③品質、④情報セキュリティに係るリスクについては、担当する取締役を任命し専管する体制を運営する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を月1回定時に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
 - (2) 組織規程、職務分掌規程、職務権限表において業務執行に係る責任と執行手続を規定する。
 - (3) 中長期経営計画および年度経営計画を策定し、また各組織のミッション、中長期的・短期的取組課題を設定する。
5. 当会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社各社の担当取締役を定めて経営上の指導を行う。
 - (2) 当会社の本部長および海外子会社の代表者により構成される執行役員会を年に数回開催し企業集団の横断的問題につき審議する。
 - (3) 子会社の経営については自主性を尊重しつつ「子会社・関連会社管理規程」「子会社・関連会社職務権限表」に基づき当社の決裁、当社への報告を行うこととし、これにより子会社経営の管理を行うこととする。
 - (4) 内部統制担当取締役、内部監査部、経理財務部、監査役、会計監査人は必要に応じて子会社を往査する。
 - (5) 子会社における業務が適正であることを確保するために、グループ企業全てに適用される「CSR理念」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定める。
6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役会を補助すべき専属の使用人は現在は配置されていない。
 - (2) 監査役会から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。任命された使用人は監査役の補助に従事する間、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、または当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
- (2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会に加え執行役員会その他の重要な意思決定会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることとする。
- (2) 監査役は会計監査人から監査内容について説明を受けることができる。
- (3) 監査役は当社の顧問弁護士に対して質問・協議・連絡することができる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じることなく、当社がこのような団体または個人から不当な要求を受けた場合は、警察等関連機関とも連携して組織的に毅然とした態度で対応する。

以上